

第三者行為により療養の給付等を受けた場合における診療委託費に係る債権管理等について(防衛大臣宛て)

<u>第三者行為に該当するかを確認及び検討した記録が保存されていない高額療養費等の適用を受けた診療委託費の支払額(1) (支出)</u>	1億7594万円
<u>第三者行為に該当する債権として速やかな管理のための手続をとっていなかったなどの診療委託費の支払額(2) (支出)</u>	779万円
<u>(1)及び(2)の計</u>	1億8373万円

1 診療委託費に係る債権管理等の概要

(1) 診療委託費の概要

防衛省は、防衛省の職員の給与等に関する法律第22条に基づき、自衛官等が公務又は通勤によらないで負傷し又は疾病にかかった場合に、療養の給付、高額療養費の支給等を行っている。

陸上、海上、航空各自衛隊における療養の給付等については、防衛省職員療養及び補償実施規則（以下「規則」という。）等により、各幕僚長を実施機関の長に指定して実施させ、具体的には、衛生科、衛生隊等の療養の実施担当者（以下「療養実施担当者」という。）が業務を実施している。そして、自衛官等が部外の医療機関において診療を受ける場合については、国が療養の給付等に係る診療委託費を負担している。

(2) 第三者行為に係る診療委託費

療養の給付等が交通事故等の第三者による行為（以下「第三者行為」という。）によって生じた場合には、規則において、療養に要した費用が第三者行為によって生じたことが明らかであり、かつ、負傷した自衛官等が当該第三者から損害賠償を受けた時は、その価額の限度において、国は療養に要した費用を負担してはならないこととなっている。

そして、海上自衛隊においては「海上自衛官等の療養の実施に関する達」、航空自衛隊においては航空自衛隊療養実施細則に基づき、部隊等の長は、速やかに、「第三者の行為による事故発生報告書」等を実施機関の長等に提出しなければならないこととなっている。一方、陸上自衛隊においては、第三者行為により生じた負傷に係る療養の給付等の取扱いについての事務処理要領等は定められていない。

(3) 金額が未確定である場合の債権管理の方法

第三者行為によって生じた療養の給付等については、国は療養の給付等に要した価額の限度で加害者に対する損害賠償請求権を代位取得することになっている。国の債権の管理等に関する法律では、債権発生通知義務者は、債権が発生したことを知ったときには、遅滞なく、債権が発生したことを、当該債権に係る歳入徴収官等に通知しなければならないとされている。

また、同法第11条において、歳入徴収官等は、その所掌に属すべき債権が発生したときは、遅滞なく、債務者の住所、氏名、債権金額、履行期限等の事項を調査等の上、これを債権管理簿に記載等しなければならないとされている。債権管理簿については、同法施行令第9条において記載等を要しない場合が定められているが、相手方との間に争いがある損害賠償金債権のように金額が未確定の債権については、債権管理簿への記載等を要しない場合とはされていない。したがって、国に損害賠償金債権が発生した以上は、金額が未確定であっても、債権管理簿に記載等して、適時適切に債権管理を行っていく必要がある。

2 本院の検査結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 負傷の原因が第三者行為に該当するかどうか確認及び検討した記録が残されていないもの

負傷によって高額療養費等の適用を受けた自衛官等に対する平成23、24両年度の療養の給付等については、陸上自衛隊の25駐屯地等において、252件計1億7594万余円の診療委託費が支払われていた。

そして、上記の診療委託費に係る療養実施担当者の調査、確認状況について検査したところ、療養実施担当者は、診療委託費の支払に当たり、負傷の原因が第三者行為に該当するかどうか確認したとしているものの、確認及び検討した結果を記録していないか、當時記録していたとしても、診療委託費の支払を行った時点で廃棄していた。そして、各自衛隊において、負傷の原因が第三者行為に該当するかどうか確認及び検討した結果を記録、保存する仕組みが整備されていない状況となっていた。

しかし、診療委託費の支払については、診療報酬明細書等が一定期間保存されているが、支払の原因となった当該負傷が第三者行為により生じていなかったのかなどの点についても、会計経理の妥当性を確認するために重要なものとなる。このため、療養実施担当者において、負傷の原因が第三者行為に該当するかどうか確認及び検討した結果を記録するとともに、診療委託費の支払の確認のために、会計書類や診療報酬明細書等と合わせて保存しておく必要があると認められる。

(2) 第三者行為に係る診療委託費について、債権として速やかに管理するための手続をとっていなかつたなどのもの

陸上自衛隊の2駐屯地等及び海上自衛隊の2地方総監部等において、第三者行為に係る診療委託費について、債権として速やかに管理する必要があったのに、療養の給付等を受けた自衛官等や療養実施担当者が必要な事務手続をとっていないなかつたり、陸上自衛隊においては事務処理要領等が定められていなかつたため、債権発生通知義務者が損害賠償請求権の発生を歳入徵収官に通知していなかつたりして、歳入徵収官が適時適切な債権管理を行うことができなかつたりなどしていた事態が4件（当該第三者行為に係る診療委託費計779万余円）見受けられた。また、このうちには、民法第724条の消滅時効（3年）が成立していて、損害賠償請求ができなくなっている事態が2件（同309万余円）見受けられたほか、海上自衛隊の2地方総監部等においては、第三者行為が発生した際に、被害者の自衛官等の所属する部隊長等が実施機関の長等に「第三者の行為による事故発生報告書」を提出していなかつたりなどしていた。

3 本院が求める是正改善の処置

防衛省において、診療委託費に係る債権管理等の一層の適正化に資するよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 各自衛隊に対して、高額療養費等の適用を受けた負傷の原因が第三者行為に該当するかどうか確認及び検討した結果を記録、保存する仕組みを整備させること

イ 陸上、海上両自衛隊に対して、第三者行為によって生じた療養の給付等について、療養の給付等を受けた自衛官等及び療養実施担当者が行う事務手続を周知徹底すること。また、債権発生通知義務者は、金額が未確定であっても遅滞なく歳入徵収官等に通知するよう周知徹底すること

ウ 陸上自衛隊に対して、療養の給付等が第三者行為によって生じた場合の事務処理要領等を定めさせること